

令和6年度  
福井市地域子育て支援拠点運営業務（一般型）  
実施事業者募集要項

令和6年7月  
福井市



## 募集要項目次

1	募集概要	3
2	参加資格	4
3	実施場所	5
4	委託料	6
5	開設準備費補助金	7
6	申請に関する事項	7
	(1) スケジュール	7
	(2) 募集要項等の公表	8
	(3) 説明会	8
	(4) 質問の受付及び回答	8
	(5) 参加申込書の提出	8
	(6) 参加資格審査結果通知書の送付	10
	(7) 提案書の提出	10
	(8) 選定方法	11
	(9) 選定結果の通知	12
	(10) 申請上の留意事項	12
7	失格事項	13
8	受注者の確定	14
9	担当部署（提出・問い合わせ先）	14

# 1 募集概要

## (1) 目的

本市では、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として地域子育て支援拠点事業を実施しています。

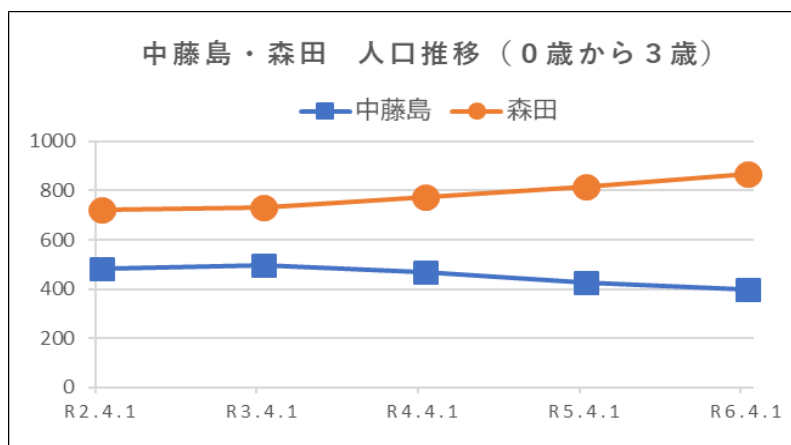
今回、次の場所において福井市からの委託により、令和6年度福井市地域子育て支援拠点運営業務（一般型）を実施する事業者を募集します。

## (2) 募集する地域

### 九頭竜区域（河合・中藤島・森田）

九頭竜区域の中藤島・森田地区における、0歳から3歳のこどもの人口は、図表1のように推移しています。特に、森田地区における0歳から3歳のこどもは増加し続けていますが、本区域に常設の支援センターがない状況です。未就園児童とその保護者を孤立させないためには、身近な相談機関につなげることが重要であるため、新たに九頭竜区域内に支援センター1施設を新設します。

(図表1)



## (3) 募集内容

- ・募集事業者数 1者
- ・委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで  
※良好に業務が遂行されている場合は、次年度以降も単年度ごとに随意契約を行う場合があります。
- ・業務内容 業務仕様書（別紙）のとおり

## 2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、主に福井市内で活動する次のいずれかに該当する法人又は団体とします。

- ア 保育所の運営又は子育て支援活動の実績を有する（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人）
- イ 幼稚園又は認定こども園を経営する学校法人
- ウ 医療施設を経営する医療法人等
- エ 子育て支援活動の実績を有する非営利活動法人
- オ その他、子育て支援に関する活動を2年以上行っているもの

(2) 参加者は、次のいずれの要件も満たすものとします。

- ア 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- カ 参加申込みをする時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
  - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
  - ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
  - ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

キ 本プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。

ク 参加者及びその代表者が、税（国税、県税及び市税）等を滞納していないこと。

### 3 実施場所

実施にあたっては、九頭竜区域（河合・中藤島・森田）において、次に掲げるスペース及び設置を有する場所を、事業者で確保して実施することとします。市が場所を確保することはありません。

ア 主に、公共施設内のスペース、商店街空き店舗、公民館、保育所、小児科医院等の医療施設など、子育て親子が集う場として適した場所であること。

また、実施場所の確保にあたっては、複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

イ 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを有すること（事務室、倉庫、トイレ等を除いた交流のためのスペースが、備品等の設置スペースを除いて、概ね40㎡以上あることを目安とする）。

ウ 十分な耐震性を備えた建物で実施すること（建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物又は耐震診断により耐震上問題ないことが確認されている若しくは耐震改修済であることが望ましい）。

エ 急病人やけが人が発生した際に、円滑に搬出でき、救急対応ができる環境であること。また、火災発生等の災害時における消火、救援活動に支障がない立地であること。

オ 非常口、二方向の避難経路を確保し、子育て親子の安全確保に十分配慮すること。また、乳幼児を連れて避難する際に支障が生じないように低層階（地上階から4階まで）であることを原則とすること。

カ 施設には、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備及び用具を有すること。

キ 賃借物件又は使用賃貸借契約を締結のうえ、賃貸借契約書の写し（使用賃貸等の場合は、その旨がわかる書類）を提出すること。

ク 事業を実施するにあたっては、開設予定場所の近隣住民、自治会、管理組合等の十分な理解を得ておくこと。

## 4 委託料

本プロポーザルにより選定された受注者には、市は施設の運営に要した費用と、開設日数や職員配置状況に応じて本市の予算で定める額（以下「委託料上限額」という。）のいずれか低い額を委託料（非課税）として支払います。

なお、契約の締結については令和7年度予算が発効した後とします。

委託料の使途としては、人件費、事業運営費（備品購入費、玩具代等）、保険料、講師謝礼等の業務の遂行に直接必要な経費として明確に区分できるものとします。業務を遂行するうえで必要な経費であるものの、本業務分として経費の算定が難しいものについては、使途や積算根拠を明示した上で、計上できるものとします。ただし、市が認めるものに限りです。

（開設日数、職員配置状況による委託料上限額(予定)）

開設日数	職員配置※	委託料(予定)
3～4日/週	職員を合計3名以上配置する場合	7,096,000円
	職員を合計2名配置する場合	5,496,000円
5日/週	常勤職員を配置する場合	9,714,000円
	非常勤職員のみを配置する場合	6,521,000円

※委託料は、令和7年度から支払うこととする。

※開設日数及び開設時間は、原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

※職員配置については、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を、2名以上配置すること（非常勤職員でも可）。

※「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週40時間程度従事する者」を想定。

※開設曜日については、市から指定はしないが、土日は利用者から一定のニーズがある一方で、土日を開設している地域子育て支援拠点が少ないため、土日を開設日とする場合は、選定を行う上で加点対象とします（詳細は別紙「令和6年度福井市地域子育て支援拠点運営業務（一般型）実施事業者募集 選定基準」を参照）。

## 5 開設準備経費補助金

本事業の開始にあたり、必要となる初期費用について、本プロポーザルにより選定された受注者からの申請に基づき次のとおり補助を行います。

- (1) 補助率 10/10
- (2) 上限額 4,600,000円
- (3) 対象経費内訳 以下の(ア)～(エ)を対象とします。

(ア) 施設の改修(躯体整備は除く。)

(イ) 遊具等の備品購入費

(ウ) 広報経費

※(ア)～(ウ)については、上限計 4,000,000円

(エ) 礼金(賃貸借契約解除時に返金されるものは除く。)及び開設前1か月前の賃借料

※(エ)については、上限計 600,000円

詳細は別紙「福井市地域子育て支援拠点事業開設準備経費補助金交付要綱」参照。

なお、対象となる補助事業は補助金の交付決定後に施行し、令和7年2月28日までに完成・引き渡しを行い、支払いを完了した事業に限ります。

また、当該補助金を申請する予定の事業者については、様式第9号(収支予算書)の「開設準備経費補助金の活用予定」欄において、「有」に○をつけてください。

## 6 申請に関する事項

### (1) スケジュール

募集要項等の公表		令和6年7月25日(木)
募集要項等の公表期間	-(2)	令和6年7月25日(木)～8月30日(金)
説明会(福井市役所)	-(3)	令和6年8月9日(金)
質問の受付期間	-(4)	令和6年8月9日(金)～8月16日(金)
質問に対する回答(ホームページ掲載)	-(4)	令和6年8月23日(金)(予定)
参加申込書の提出	-(5)	令和6年8月26日(月)～8月30日(金)
参加資格審査結果通知書	-(6)	令和6年9月5日(木)(予定)
提案書の受付	-(7)	令和6年9月6日(金)～9月13日(金)
審査委員会	-(8)	令和6年9月下旬頃
選定結果通知	-(9)	令和6年10月上旬から10月中旬頃
業務開始		令和7年4月1日(火)

※スケジュールは変更となる可能性があります。



## (2) 募集要項等の公表

公表期間：令和6年7月25日（木）から令和6年8月30日（金）まで  
※募集要項等は本市ホームページよりダウンロードできます。

## (3) 説明会

説明会への参加を希望する場合は、説明会参加申込書（様式第10号）に必要事項を記入のうえ、参加申込期限までに、「9 担当部署（提出・問い合わせ先）」に記載のアドレスあて電子メールで申し込んでください。ただし、説明会に参加していなくても参加申請できるものとします。

なお、説明会については諸般の事情により延期となる場合があります。

開催日時	令和6年8月9日（金） 午前11時00分
開催場所	福井市役所 第3会議室（A）
受付時間	午前10時50分から
参加申込期限	令和6年8月8日（木） 午後5時締切

## (4) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票（様式第11号）に記入し、質問受付期間内に、「9 担当部署（提出・問い合わせ先）」に記載のアドレスあて電子メールで送付してください。なお、その他の方法（電話・来訪等での口頭等）による質問は受け付けません。

質問に対する回答は8月23日（金）（予定）にホームページ上に掲載します。

質問受付期間	令和6年8月9日（金）～8月16日（金）午後5時まで
--------	----------------------------

## (5) 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出してください。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。なお、参加申込にかかる一切の費用は、参加申込書を提出した者（以下「応募者」という。）の負担とします。

### ア 提出書類

次表に掲げる書類「正本：①～⑯」1部を提出してください。

なお、書類にあたっては次の（ア）、（イ）のうえで作成・提出を行ってください。

（ア）フラットファイル（A4 版縦形）に綴じて、表紙及び背表紙に

「令和6年度福井市地域子育て支援拠点運営業務（一般型） 参加申込書」及び事業者名を記入してください。

（イ）インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページをつけて貼付してください。

※ファイル内の書類はホチキス等でとめないでください。

インデックス	提出書類名称	様式	
①	参加申込書	様式第1号	
②	誓約書	様式第2号	
③	法人等概要	様式第3号	
④	子育て支援に関する事業の実績	様式第4号	
⑤	申請団体役員名簿及び個人情報の外部提供同意書	様式第5号	
⑥	開設予定場所の周辺地図と開設予定施設の平面図 ※非常時の避難経路を明記すること ※開設経費補助金を活用して、建物の改修工事を行う予定である場合は、改修する場所を平面図に記入すること。	任意様式	
⑦	開設予定施設の概略がわかる写真 (玄関周り、交流スペース、トイレ、避難経路、自転車置き場、流し台など)	任意様式	
⑧	定款又は寄付行為：最新のもの(写し可)	任意様式	
⑨	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)：参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの(写し可)	各種証明書	
⑩	法人の決算関係書 (資金収支計算書、事業活動収支計算書又は損益計算書、貸借対照表、財産目録等)：直近3事業年度分(写し可) ※法人税申告書(決算書含む)：直近1期分(該当する場合に限る。)	任意様式	
⑪	納税証明書 ・国税 未納がないことの証明(「法人税」及び「消費税等」) ・県税 滞納がないことの証明 ・市税 滞納がないことの証明(全税目で法人市民税の記載のあるもの)(直近2年分) ※非課税の場合は「非課税証明書」 ※参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの(写し可)	各種証明書	
⑫	建築基準法における耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物	実施施設の建物年月が確認できる書類(検査済証、重要事項証明書などの複写に原本証明)	各種証明書
	それ以前に建築された建物	耐震性があることを証明する書類(耐震診断結果など。ただし、旧耐震基準の建物を利用して事業を実施する場合に限る)	各種証明書
⑬	事業実施場所の賃借料がわかる書類 ※賃貸借物件で事業の実施を予定している場合に限る。	任意様式	

⑭	工事の計画書及び見積書 ※開設経費補助金を活用して、建物の改修工事を行う予定である場合に 限る。	任意様式
⑮	資本的関係又は人的関係に関する申告書	様式第6号
⑯	組合員名簿及び組合定款 ※中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合	任意様式

イ 受付期間及び時間

令和6年8月26日（月）から8月30日（金）まで

※土曜日、日曜日を除く。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出場所

福井市こども未来部こども政策課

福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館2階

※直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

(6) 参加資格審査結果通知書の送付

応募者のうち、参加資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和6年9月5日（木）（予定）

イ その他

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加申込書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) 提案書の提出

参加申込書を提出し、参加資格が認められた場合、次のとおり提案書を提出してください。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。なお、提案書の提出にかかる一切の費用は、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の負担とします。

ア 提出書類 正本1部、副本8部

次表に掲げる書類「正本：①～⑩」1部、「副本：①～⑩」8部を提出してください。

なお、書類にあたっては次の（ア）、（イ）のうえで作成・提出を行ってください。

(ア) フラットファイル (A4 版縦形) に綴じて、表紙及び背表紙に  
「令和6年度福井市地域子育て支援拠点運営業務(一般型) 提案書」及び事業者  
名を記入してください。

(イ) インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページをつけて  
貼付してください。

※ファイル内の書類はホチキス等でとめないでください。

※インデックス②及び③については、参加申込書に添付したものの写しを添付し  
て提出してください。

インデックス	提出書類名称	様式
①	企画提案書	様式第7号
②	法人等概要	様式第3号
③	子育て支援に関する事業の実績	様式第4号
④	事業計画にかかる書類(応募理由・運営方針)	様式第8号-1
⑤	事業計画にかかる書類(基本計画)	様式第8号-2
⑥	事業計画にかかる書類(事業内容)	様式第8号-3
⑦	事業計画にかかる書類(安全管理体制)	様式第8号-4
⑧	事業計画にかかる書類(事業内容向上のための提案)	様式第8号-5
⑨	事業計画にかかる書類(地域連携)	様式第8号-6
⑩	収支予算書	様式第9号

## イ 受付期間

令和6年9月6日(金)から9月13日(金)まで

※土曜日、日曜日を除く。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただく  
ことがありますので、事前に「9 担当部署(提出・問い合わせ先)」へご連絡い  
ただき、日程調整のうえ、お越しくください。

## (8) 選定方法

受注者の選定にあたっては、市は外部委員を含めた審査委員会を設置し、委員会が別添の  
「令和6年度福井市地域子育て支援拠点運営業務(一般型)実施事業者募集 選定基準」に  
より提案内容の評価(採点)をし、点数により優先順位を決定します。評価の総点数が同点  
の者があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数  
が同数の場合には委員長の判断により決定します。評価(採点)による結果が上位2位まで  
のものを受託候補者、次点受託候補者(以下「候補者」という。)とします。ただし、評価  
の総点数が75点未満の場合は、候補者として選定しません。なお、提案者が1者のみの場  
合であっても、審査委員会による評価を実施します。

ア プレゼンテーション、ヒアリングの実施

審査委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対して次の「イ」の期間内で市が指定する日にプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングに応じていただきます。ただし、提案者が5者以上あった場合、審査委員会による書類審査を行い、上位4者を対象にプレゼンテーションを実施するものとします。

イ 実施予定期間 令和6年 9月下旬頃

ウ その他 時間等詳細については、別途お知らせします

(9) 選定結果の通知

選定結果については、提案者全者に対して令和6年10月上旬から中旬頃に書面にて通知するとともに、市ホームページで公表します。

(10) 申請上の留意事項

- ・ 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。ただし、誤字の訂正ややむを得ない事情があると市が認めた場合は、変更ができるものとします。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。
- ・ 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者及び提案者の負担とします。
- ・ 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。
- ・ 本プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載します。
- ・ 書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第12号）を提出してください。

## 7 失格事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、候補者として選定を受け、また受注者となることができません。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 審査委員に任命された者が役員等の職についている場合
- カ 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する場合
- キ 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する場合
- ク 福井市非常勤特別職員が役員等に従事している者（ただし、各種審議会等委員は除く。）
- ケ 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを市が確認した場合
- コ 宗教活動や政治活動又は営利を目的とした法人又は団体である場合
- サ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人又は団体である場合

(2) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成11年12月20日施行。）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていない者は、受注者となることはできません。

## 8 受注者の確定

- (1) 市は選定結果の通知後、選定した受託候補者と委託契約の内容・業務開始に向けて協議した上で、名簿に登録されていることを条件に、受注者として確定します。なお、協議に必要な書類は、本市の依頼により受託候補者が適宜準備することとし、その費用は受託候補者が負担するものとします。
- (2) 市は受託候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わない場合又は協議の過程で受託候補者が辞退した場合は次点受託候補者と協議した上で、名簿に登録されていることを条件に、受注者として確定します。なお、次点候補者が準備に要した費用の補償は行わないものとします。
- (3) 受注者として確定した後、市と受注者は、本事業の実施にかかる令和7年度当初予算の成立を要件とし、令和7年4月1日付けで委託契約を締結するものとします。なお、当該予算案の可決が得られない場合には、本プロポーザルによる選定結果は無効となります。その場合、市は一切の損害賠償の責を負わないものとします。

## 9 担当部署(提出・問い合わせ先)

福井市大手3丁目10番1号  
福井市こども未来部こども政策課（別館2階）  
TEL：0776（20）5412  
FAX：0776（20）5735  
電子メール：kodomo@city.fukui.lg.jp